

大分県から融資制度のお知らせ

事業再生支援資金

～既往借入金の借換等を検討中の事業者向け事業用資金～

資材高騰や人手不足等の影響により、既往債務の返済が難しくなっており、経営改善や事業再生を目指す県内中小企業・小規模事業者向け資金を創設しました。

国及び県の補助により、保証料率が一律0.15%となっています。



1 融資条件

お申し込み いただける方

以下①～③を満たす中小企業・小規模事業者

- ①県内で保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方
- ②経営サポート会議等により、債権者の合意を経て経営改善計画や事業再生計画を策定した方
- ③その他、「大分県事業再生支援資金特別融資要綱」に定める要件を満たす方

担保等

- ・原則として法人代表者を除いて、保証人は徴求しません
- ・担保については必要に応じて徴求します

資金使途

運転資金・設備資金
(経営改善計画や事業再生計画の実施に必要なものに限る)

融資限度額

2億8,000万円

融資期間

15年以内
(うち据置3年以内)

融資利率

年1.6%～2.2%

保証料率

0.15%

2 申込先 (ご融資は金融機関からとなります)

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、横浜幸銀信用組合、愛媛銀行、伊予銀行

3 資金に関するお問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL (097) 506-3226

融資の流れは
ウラ面



[参考] 事業再生支援資金利用の流れ (例)

1 表面「2 申込先」金融機関に相談

※利用にあたっては「経営改善計画」や「事業再生計画」の策定が必要です

(例) 「県の事業再生支援資金を使いたい」



2 金融機関、信用保証協会による審査



3 利用諾否の決定

※融資後は、四半期に1回金融機関へ計画実行状況等の報告が必要です